

第9回足立区選挙管理委員会定例会

1. 日 時 令和8年5月1日（金） 午前10時00分
 2. 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
 3. 議 案 第21号議案 在外選挙人名簿の抹消および登録について
第22号議案 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について
 4. 報 告 報告第18号 会議等の日程について
 5. その他
-

第21号議案 在外選挙人名簿の抹消および登録について

資料1～2ページ

第22号議案 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について

資料3～5ページ

報告第18号 会議等の日程について

資料6ページ

第21号議案 在外選挙人名簿の抹消および登録について

当区の在外選挙人名簿登録者であった者で国内の区市町村の住民基本台帳に登録され4か月経過した者は、公職選挙法第30条の11の規定によって、在外選挙人名簿から抹消する。

また、選挙人から在外選挙人名簿への登録申請を受けたので登録を行う。

事 項		男	女	計
4月15日現在の登録者数		214	308	522
4月16日から5月1日までの抹消者数		1	1	2
登録者数※1	最終住所によるもの	1	3	4
	本籍によるもの	0	0	0
登録移転者数※2		0	0	0
5月1日現在の登録者数		214	310	524

※1 海外に住んでいる選挙人（元々日本に住んでいて選挙人名簿に登録されていた方）が、現在の住まいを管轄する在外公館（いわゆる大使館または領事館のこと）の窓口で行う申請により登録されたもの。

※2 最終住所地（国外に出国する直前に有している住所地）の区市町村の選挙管理委員会に対して、国外転出届を提出した時から当該国外転出届に記載された転出予定日までの期間に申請し、選挙人名簿から在外選挙人名簿に登録を移したものの。

抹消：アメリカ2名

登録：アメリカ1名、オーストラリア1名、ニュージーランド2名

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和8年5月1日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	76	117
ドイツ	11	28	39
中華人民共和国	16	14	30
大韓民国	4	26	30
オーストラリア	7	19	26
フランス	9	14	23
タイ	12	9	21
英国 (イギリス)	6	15	21
ブラジル	11	7	18
シンガポール	9	9	18
カナダ	2	16	18
台湾	10	4	14
スイス	2	9	11
ベトナム	7	3	10
オランダ	2	7	9
フィリピン	7	1	8
ニュージーランド	4	2	6
インドネシア	3	3	6
イタリア	1	5	6
エジプト	2	2	4
マレーシア	2	2	4
ロシア	3		3
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
ベルギー	2	1	3
スペイン	1	2	3
チュニジア	1	2	3
パキスタン	1	2	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アラブ首長国連邦	1	1	2
アルゼンチン	1	1	2
ウガンダ	1	1	2
オーストリア	1	1	2
スウェーデン	1	1	2
タンザニア	1	1	2
デンマーク	1	1	2
トルコ	1	1	2
バーレーン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
リトアニア	1	1	2
ギリシャ		2	2
スリランカ		2	2
メキシコ		2	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カメルーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コートジボワール	1		1
コロンビア	1		1
チリ	1		1
パラオ	1		1
バルバドス	1		1
バングラデシュ	1		1
フィンランド	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
ミャンマー	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
インド		1	1
エストニア		1	1
カザフスタン		1	1
グアテマラ		1	1
ソロモン		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ノルウェー		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
マリ		1	1
ヨルダン		1	1
	214	310	524

第22号議案 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について
別紙のとおり「選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱」を改正する。

1 改正内容

第2条第5項に規定する「申出者ごとの閲覧予約日数の上限」を最大5日間から最大3日間に変更する。

2 改正理由

より多くの閲覧希望者へ公平に閲覧機会を提供するため。

3 施行年月日

令和8年5月1日

選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区選挙執行規程第9条（閲覧の手続）及び第13条（在外選挙人名簿の抄本の閲覧）の定めに基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第19条に規定する選挙人名簿及び法第30条の2に規定する在外選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）について、法第28条の2、法第28条の3及び法第30条の12に規定する選挙人名簿の抄本（以下「選挙人名簿抄本」という。）の閲覧に関する事務処理を定めるものとする。

(選挙人名簿抄本の閲覧の申出)

第2条 法第28条の2第1項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）の申出をする者（以下「申出者」という。）は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める様式による選挙人名簿抄本閲覧申出書（以下「申出書」という。）を委員会へ提出しなければならない。

- (1) 登録の有無の確認を目的とした閲覧をする場合（別記第1号様式）
 - (2) 政治活動（選挙運動を含む。）を目的とした閲覧をする場合（別記第2号様式）
 - (3) 政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧をする場合（別記第3号様式）
- 2 申出者が法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙運動を含む。）を目的として閲覧する場合における公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）に規定する資料は、次の各号の区分による。
- (1) 申出者が公職の候補者となろうとする者（公職にある者を除く。）である場合における規則第3条の2第2項第1号に規定する資料は、次のいずれかとする。
 - ア 団体等による候補者選考会あるいは推薦会における推薦決定を示すもの
 - イ 政党等による公認決定を示すもの
 - ウ 公職の候補者となろうとしていることを示すもの
 - エ その他委員会が適当と認めるもの
 - (2) 申出者が政党その他の政治団体である場合における規則第3条の2第2項第2号ロに規定する資料は、次のいずれかとする。
 - ア 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）第12条の規定による収支報告書の写し
 - イ 規正法第9条の規定による会計帳簿の写し
 - ウ その他委員会が適当と認めるもの
- 3 申出者が法第28条の3第1項に規定する政治又は選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合における規則第3条の3第2項に規定する資料は、次のいずれかとする。
- ア 調査説明書（別記第4号様式）に必要事項を記載したもの
 - イ その他委員会が適当と認めるもの
- 4 第2項に規定する場合において、閲覧の申出ができるのは、当該申出者の公職に係る選挙区に関する部分に限るものとする。
- 5 閲覧申出日数は最大3-5日間までとする。

(閲覧の決定)

第3条 委員会は、申出者から第2条に掲げる申出書その他閲覧の申出に必要な書類のすべてが提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第4条 委員会が規則第3条の2第4項第2号の規定により選挙人名簿抄本を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、別記第5号様式及び別記第6号様式とする。

また、委員会が適当と認める書類は、本人であることが確認できる書類とする。

(閲覧の方法等)

第5条 閲覧者は、閲覧にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧は、委員会の職員の立ち会いのもとで、委員会が指定した時間及び場所において行

うこと。

- (2) 選挙人名簿抄本の破損、汚損又は加筆をしないこと。
- (3) カメラ及びカメラ付携帯電話その他の機器による複写及び撮影はしてはならないこと。
- (4) その他委員会の指示に従うこと。

(転記事項の制限)

第6条 閲覧者が閲覧した事項を転記する場合は、申出書により許可された事項以外の転記をしてはならない。

(閲覧の拒否)

第7条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次の場合をいう。

- (1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき。
- (2) 閲覧者が5名以上のとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(公表時期)

第8条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表については、毎年12月に行うものとする。

2 公表の方法は、告示および足立区ホームページへの掲載により行うものとする。

(文書保存年限)

第9条 申出書その他関係書類の保存は、足立区文書管理規程(昭和60年足立区訓令甲第5号)の定めるところによる。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第10条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。

なお、申出者は次の各号の区分に応じて、別記第7号から第9号様式による申出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の有無の確認を目的とした閲覧をする場合(別記第7号様式)
 - (2) 政治活動(選挙運動を含む。)を目的とした閲覧をする場合(別記第8号様式)
 - (3) 政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧をする場合(別記第9号様式)
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は委員会が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
(選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の廃止)
- 2 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱(平成14年2月14日委員会決定)は、廃止する。

付 則(平成20年11月14日 20足選発第1657号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成31年4月15日 31足選発第207号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

付 則(令和8年1月5日 7足選発第1889号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

付 則(令和8年5月1日 8足選発第172号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

会議等の日程について

月日(曜日)	時間	事項	会場	対象	出席 予定者
5月15日(金)	午前10時00分	第10回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
5月20日(水)	午後3時00分	全選連東京支部 定期総会	府中の森芸術劇場	委員長	委員長
	午後1時30分～午後4時00分	足立区明るい選挙推進委員 前期セミナー	庁舎ホール	全委員	全委員
6月1日(月)	午前10時00分	第11回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
6月4日(木)	午後1時00分～午後4時00分	全選連東京支部 定期総会	文京区シビックホール	全委員	全委員
6月5日(金)	午前9時30分～午後0時30分	全選連東京支部 選挙事務研究会	北とびあ	全委員	全委員
6月15日(月)	午前10時00分	第12回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
7月1日(水)	午前10時00分	第13回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
7月15日(水)	午前10時00分	第14回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
8月3日(月)	午前10時00分	第15回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
8月17日(月)	午前10時00分	第16回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
9月1日(火)	午前10時00分	第17回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
9月15日(火)	午前10時00分	第18回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
9月18日(金)	午前9時00分～正午	ポスターコンクール審査会	庁舎ホール	全委員	全委員
10月1日(木)	午前10時00分	第19回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
10月15日(木)	午前10時00分	第20回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
11月2日(月)	午前10時00分	第21回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
11月5日(木)	未定	全国市区選管連合会理事会・ 研修会	徳島県 徳島市 (徳島グランヴィリオ)	全委員	全委員
11月16日(月)	午前10時00分	第22回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
12月1日(火)	午前10時00分	第23回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
12月15日(火)	午前10時00分	第24回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
12月16日(水)	未定	全選連東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民センター	全委員	全委員
12月中旬	未定	東京都選挙事務運営協議会総会	未定	委員長	委員長

日程は変更や追加になる場合がございますので、ご了承ください。

【追加】

- ① 11月5日(木) 全国市区選管連合会理事会・研修会の会場確定
- ② 12月16日(水) 全選連東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会の月日、会場確定